

令和5年5月2日

学生 各位

教務部長 山川 満夫

5月8日以降の登校停止等の取り扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更されることが国から示されました。このことを踏まえ、本学における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における、令和5年5月8日以降の登校・授業等における取扱いは、以下のとおりとします。

主な事例	令和5年5月8日以降の取扱い
○新型コロナウイルス感染症に感染した場合	○報告フォームにより大学に報告をしてください ○発症後5日間が経過し、かつ症状軽快後1日間が経過するまでは「登校停止」となります ○登校停止期間中の授業は「欠席扱い」としません ○発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、不織布マスクを着用する等、周りの方への配慮を推奨します ○後日、診断書・領収書・各種証明書等は各授業担当者に提出ください ○登校停止期間中の授業の代替措置として授業担当教員の判断により実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではありません
○濃厚接触者 ○風邪の症状がある学生 ○海外から日本に帰国（入国）した学生	○登校停止は求めません ○大学への報告は不要です 風邪症状で授業を欠席する場合は欠席届を提出
○ワクチン接種の副反応とみられる症状を発症した場合	○授業を欠席した場合でも特段の配慮はしません ※副反応に備え、翌日に授業のない日を接種日とすることが望ましい